

医療的ケア児保育の実施状況について

1 これまでの取組

令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されたことを背景に、市内認可保育施設での医療的ケア児の受入体制の整備に取り組み、本年10月から、公立保育園2施設において、訪問看護を活用した医療的ケア児の受入れ体制を構築しました。

2 対象児童等

対象となる児童は、2歳児クラス以上で、座位が取れ、意思表示ができること、また、対応可能な医療的ケアは、喀痰吸引、経管栄養、導尿、その他主治医の指示のもと保育園において実施可能な処置等で、訪問看護師により定まった時間で対応可能な医療的ケアが対象となります。

3 受入状況

これまで10人程度の保護者からご相談を受けています。このうち、本年10月からの入園を希望された医療的ケア児の保護者からの申請に基づき、本年9月に医師、訪問看護師、園長等から構成された「藤沢市保育施設における医療的ケア児等受入検討会議」を開催し、本年10月から1人受入れを開始しています。

4 今後の課題

(1) 常時の医療的ケアが必要な児童への対応

常時の医療的ケアが必要な児童の保護者からの相談も受けており、現在の訪問看護での対応が難しいケースも生じています。今後の受入れに向けては、看護師の常駐配置についても検討を行っていきます。

(2) 受入れ体制の拡充

保護者からの相談状況等を踏まえ、更なる受入体制の拡充が必要となっています。公立保育園のみならず、法人立保育園にも情報提供を進め、実施可能な施設があれば必要な支援を行い、更なる受入体制の拡充に取り組んでいきます。

(3) 小学校等との連携

保育施設に在籍している医療的ケア児が、小学校に円滑に移行できるよう、小学校と事前の情報共有を図るなど、関係機関との連携を図っていきます。

以上

(事務担当 保育課)